



熊本県公報

第 1 1 7 7 7 号
平成 21 年 2 月 3 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による面積に代わるべき熊本県内の区域別の面積の一部改正…………… (農業経営課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 公有水面埋立…………… (河川課) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見…………… () 4
- 熊本都市計画地区計画の変更(合志市)…………… (都市計画課) 5
- 都市計画法第 36 条第 3 項の規定による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 熊本県庁舎で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施…………… (管財課) 5
- 国土調査成果の認証…………… (農村整備課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 9

登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定…………… (用地対策課) 9
- 裁決手続開始決定…………… () 16
- 第 16 回熊本県地域福祉推進委員会の開催…………… (健康福祉政策課) 23
- 平成 20 年度熊本県献血推進協議会の開催…………… (業務衛生課) 23
- 平成 20 年度第 2 回熊本県私立学校審議会の開催…………… (私学文書課) 23
- 平成 20 年度第 1 回球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (医療政策総室) 24
- 平成 20 年度第 1 回球磨地域保健医療推進協議会の開催…………… () 24

告 示

熊本県告示第 8 0 号

昭和 4 6 年 8 月 1 4 日熊本県告示第 7 1 9 号(農地法第 3 条及び第 6 条の規定による面積に代わるべき熊本県内の区域別の面積)の一部を次のように改め、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 1 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

本文中「平成 2 0 年 4 月 1 日」を「平成 2 1 年 4 月 1 日」に改める。

1 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積の表中

区	域	面 積
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市(旧菊池市を除く。)、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、八代郡、球磨郡		0. 5 へクタール
水俣市、上天草市、天草市、芦北郡、天草郡		0. 4 へクタール
菊池市(旧菊池市)		0. 2 へクタール

」を

区	域	面 積
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市(農業振興地域のうちの農用地区域に限る。)、菊池市(旧菊池市を除く。)、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、八代郡、球磨郡		0. 5 へクタール

水俣市、上天草市、天草市、芦北郡、天草郡	0.4 へ クタール
菊池市（旧菊池市に限る。）	0.2 へ クタール
山鹿市（農業振興地域のうちの農用地区域を除く。）	0.1 へ クタール

改める。

熊本県告示第 8 1 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 21 年 2 月 3 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小島新町線	熊本市横手一丁目 1137番11地先から 同所 1131番1地先まで	87.4	計交B

2 供用を開始する期日 平成 21 年 2 月 6 日

熊本県告示第 8 2 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により埋立免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 21 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 出願者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

2 埋立区域

(1) 位置

(一工区)

天草市有明町楠甫字米ノ山 6200 の 4、6200 の 1、6200 の 5 に隣接する無番地（道路）地先公有水面

(二工区)

天草市有明町楠甫字米ノ山 6200 の 4、6200 の 1、6200 の 5 に隣接する無番地（道路）地先公有水面

(2) 区域

(一工区)

次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成 20 年春分の日における満潮位（DL+3.80メートル（TP+2.13メートル））の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 黒州三等三角点（北緯 32 度 30 分 07.78 秒、東経 130 度 23 分 06.32 秒）から 88 度 49 分 56 秒 532.088 メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 91 度 08 分 11 秒 2.294 メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 181 度 09 分 08 秒 19.986 メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 183 度 00 分 20 秒 20.001 メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 184 度 24 分 53 秒 17.137 メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 184 度 08 分 33 秒 2.870 メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 182 度 33 分 01 秒 5.300 メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 180 度 30 分 54 秒 5.300 メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 178 度 28 分 47 秒 5.300 メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 176 度 23 分 20 秒 5.449 メートルの地点
- ⑩の地点 ⑩の地点から 202 度 57 分 43 秒 9.944 メートルの地点

(二工区)

次の⑫の地点から⑬の地点までを順次直線で結んだ線及び⑬の地点と⑭の地点を結ぶ平成 20 年春分の日における満潮位 (DL+3.80メートル (TP+2.13メートル)) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑫の地点 黒州三等三角点 (北緯 32 度 30 分 07.78 秒、東経 130 度 23 分 06.32 秒) から 88 度 49 分 30 秒 523.771 メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 183 度 02 分 10 秒 19.371 メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 183 度 02 分 48 秒 20.000 メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 183 度 01 分 42 秒 17.130 メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 183 度 11 分 21 秒 10.300 メートルの地点

(3) 面積

- (一工区) 174.65 平方メートル
- (二工区) 122.31 平方メートル
- (合計) 296.96 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

(一工区)

天草市有明町楠甫字米ノ山 6200 の 4、6200 の 1、6200 の 5 に隣接する無番地 (道路) 地先公有水面

(二工区)

天草市有明町楠甫字米ノ山 6200 の 4、6200 の 1、6200 の 5 に隣接する無番地 (道路) 地先公有水面

(2) 区域

(一工区)

次のアの地点からオの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とアの地点を結ぶ平成 20 年春分の日における満潮位 (DL+3.80メートル (TP+2.13メートル)) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- アの地点 黒州三等三角点 (北緯 32 度 30 分 07.78 秒、東経 130 度 23 分 06.32 秒) から 87 度 45 分 14 秒 532.046 メートルの地点
- イの地点 アの地点から 91 度 08 分 11 秒 12.836 メートルの地点
- ウの地点 イの地点から 181 度 09 分 08 秒 38.775 メートルの地点
- エの地点 ウの地点から 184 度 22 分 32 秒 28.740 メートルの地点
- オの地点 エの地点から 202 度 57 分 43 秒 35.586 メートルの地点

(二工区)

次のカの地点からシの地点までを順次直線で結んだ線及びシの地点とカの地点を結ぶ平成 20 年春分の日における満潮位 (DL+3.80メートル (TP+2.13メートル)) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- カの地点 黒州三等三角点 (北緯 32 度 30 分 07.78 秒、東経 130 度 23 分 06.32 秒) から 88 度 20 分 38 秒 523.481 メートルの地点
- キの地点 カの地点から 214 度 04 分 24 秒 2.115 メートルの地点
- クの地点 キの地点から 213 度 54 分 24 秒 6.384 メートルの地点
- ケの地点 クの地点から 183 度 02 分 46 秒 50.526 メートルの地点
- コの地点 ケの地点から 158 度 30 分 22 秒 10.862 メートルの地点
- サの地点 コの地点から 180 度 37 分 50 秒 0.727 メートルの地点
- シの地点 サの地点から 173 度 58 分 01 秒 5.376 メートルの地点

(3) 面積

- (一工区) 1,004.92 平方メートル
- (二工区) 422.14 平方メートル
- (合計) 1,427.06 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成 21 年 1 月 15 日

6 関係図書の縦覧場所

熊本県土木部河川課、天草地域振興局土木部企画調査課及び天草市建設部河川港湾課

公 告

熊本県公告第 45 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 21 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロックタウン熊本近見【B区画】

- 熊本市島町三丁目 7-2 ほか
2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置する者

名称及び代表者氏名	住 所
ロック開発株式会社 代表取締役 羽間和彦	東京都千代田区神田佐久間河岸 6 7

(2) 小売業を行う者

名称及び代表者氏名	住 所
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 1 3 番 2 1 号
その他未定	

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 21 年 9 月 20 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3, 6 6 3 平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

1 3 6 台

(2) 駐輪場の収容台数

1 5 0 台

(3) 自動二輪車駐車場の収容台数

1 5 台

(4) 荷さばき施設の面積

2 4 6 平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の容量

3 9 立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

2 4 時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

2 4 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 1 0 時まで

- 7 届出年月日

平成 21 年 1 月 1 9 日

- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成 21 年 2 月 3 日から平成 21 年 6 月 3 日まで

熊本県公告第 4 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 2 0 年 9 月 3 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により宇土市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 21 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル宇土店
宇土市善道寺町綾織 2 2-1 ほか

- 2 市町村意見の概要

- (1) 大規模小売店舗の設置に関して地元との協議を必ず行い、地元住民等の理解を得るよう努めること。
(2) 開店後における交通及び環境等の保全に留意し、地元住民等に対する適切な対応を行うこと。
(3) 資材及びその他の運搬に関して地元住民等の協議を必ず行い、理解を得るよう努めること。
(4) 設置の際に発生する廃土及び廃材等は現場より搬出し、敷地内にたい積しないよう留意すること。
(5) 雨水等により、濁水、廃土及び廃石が施設外、市道、河川及び農業用水路に流出

- しないよう必要な処置を講ずること。仮に、濁水、廃土及び廃石が敷地外、市道、河川及び農業用水路に流出した場合は、設置する者の責任において原状復帰等の処置を講ずること。
- (6) 大規模小売店舗設置現場及び敷地内から砂ぼこり等が周辺地域に飛び散らないよう散水等の対策を講ずること。
- (7) 騒音は、騒音規制法を遵守するため、騒音遮断壁等を設置し、低減を図る対策を講ずること。
- (8) 資材等運搬時における市道通行の際、道路法の遵守、住民の要望をくみとり、安全な資材等の運搬に努め、歩行者の通行の利便確保等について配慮すること。
- (9) 環境保全に留意した街並みづくり等には積極的に対処を行うこと。通学路に指定された駐車場の入口（入口No.3）に隣接する道路が宇土市立鶴城中学校の通学路に指定されているので、通学中の生徒の安全面（接触事故の防止等）に対し配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成21年2月3日から平成21年3月3日まで

熊本県公告第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（野々島ニュータウン地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字木原野2355番2
2,486.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン

熊本県公告第49号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 11,749,000キロワット時
 - (2) 調達物品の内容
仕様書のとおり
 - (3) 契約期間（納入期間）
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 - (4) 需要場所（納入場所）
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁舎
 - (5) 契約の種類
単価契約
 - (6) 入札方法
ア 入札金額は、契約期間における電気料金の総額とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (7) 最低制限価格等の設定

- 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
- (8) その他
- ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
- イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として、営業種目「物品(8)電力・燃料類①電力」に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 審査申請の受付期間
 公告の日から平成21年2月23日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
 ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課 資格審査班(県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法
 要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
 なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- オ 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成22年3月31日までとする。
- カ 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成22年1月1日から平成22年1月31日まで行う。
- (2) 電気事業者法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者規模電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第5条の規定に基づき、基準利用量以上の量の新エネルギー等の電気を利用していること。
- (3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.555キログラム未満であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
 本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(7)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合
 申請書等を電子入札システムにより提出すること。
 なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 書面による入札(以下「紙入札方式」という。)参加の場合
 申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
 なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

- (2) 提出期間
公告の日から平成21年3月9日(月)午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課施設班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2089 ファックス番号 096-384-3792
- (2) 仕様書等
ア 閲覧(交付)の期間
公告の日から平成21年3月16日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 閲覧(交付)の場所
電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
ア 電子入札システムによる入札
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成21年3月16日(月)午後5時までに入札すること。
イ 紙入札方式による入札
(ア) 日時 平成21年3月17日(火)午前10時
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県監理課入札室(県庁行政棟本館地下1階)
- (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。
- (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成21年3月17日(火)午前11時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより「入札書」及び「電気料金総額内訳書(以下、「内訳書」という。))を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。
イ 紙入札方式による入札の場合
別に定める別紙様式2の「入札書」及び「内訳書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式3の「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年3月16日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「調達案件名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達案件名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式により入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札シ

テムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
サ 明らかに関連による認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
(8) その他等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
要
(2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これを履行し、かつ、誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
(2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
(3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased:
Electricity about 11,749,000 kWh(kilowatt-hour) to be used in Main and New Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
(2) The term of a contract
From April 1, 2009 to March 31, 2010
(3) Date and place of tender
March 17, 2009, 10:00 a.m.
Tender Room (Prefectural Government Main Building B1F)
(4) Deadline for submitting tender by mail
March 16, 2009
(5) Language and currency to be used for tender
Japanese language and Japanese currency only
(6) Contact information
Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, 862-8570
Phone: 096-333-2089

熊本県公告第50号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、八代市及び球磨郡多良木町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
八代市	平成19年度から平成20年度まで	鏡町内田、鏡村、下村の各一部	地籍図 ・地籍簿	平成21年 1月21日
八代市	平成17年度から平成20年度まで	東陽町河俣の一部		
八代市	平成16年度から平成19年度まで	坂本町中谷いの一部		
球磨郡多良木町	平成16年度から平成18年度まで	大字槻木の一部		

熊本県公告第51号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成21年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊南ショッピングセンター
合志市須屋字上ノ原1937番ほか
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

	変 更 前	変 更 後
駐車場No.1	来客用 78台	来客用 75台
駐車場No.2	来客用 260台	来客用 263台
	従業員用 50台	従業員用 0台
合 計	来客用 338台	来客用 338台
	合 計 388台	合 計 〃 台

- 3 変更する年月日
平成21年1月17日
- 4 変更する理由
資材館の建設に伴い、来客用駐車場と共用していた従業員駐車場を店舗の敷地外に移設確保し、併せて来客用駐車場に新たに身障者用駐車場及びタクシー乗り場を設置するため
- 5 届出年月日
平成21年1月17日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成21年2月3日から平成21年6月3日まで

登載依頼

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成21年2月3日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
 2 事業の種類 一般国道 3 号改築工事（南九州西回り自動車道（20工区）「日奈久芦北道路」新設工事に伴う農業用道路及び準用河川付替工事）並びにこれ
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県葦北郡芦北町大字花岡地内

字	地番	現況 地目	全体の面積		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
			公簿 (㎡)	実測 (㎡)	
宇土	138番50	山林	2, 132	2, 132. 74	1, 667. 74
古東泉寺	236番 1	山林	26, 406	26, 406. 40	1, 941. 51

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 梅田和弘（持分 1 5 5 分の 9 6）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 2 0 2 番地
 登記名義人村松栄一の法定相続人
 村松勝（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 2 4 4 番地
 登記名義人井上サツの法定相続人
 氏名不詳（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人宮田林太の法定相続人
 宮田充（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 3 0 9 番地 5 3
 西福次（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人土田次八の法定相続人
 塩根初女（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷 4 4 3 番地 9 5
 登記名義人城戸貞二の法定相続人
 城戸敏之（持分 1 5 5 分の 1）
 居所不明
 登記名義人鬼塚義光の法定相続人
 才藤正子（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字道川内 1 4 6 番地 3
 登記名義人内山政一の法定相続人
 内山スミエ（持分 3 1 0 分の 1）
 滋賀県守山市播磨田町 1 4 1 9 番地の 7（旭化成播磨田団地）
 内山卓郎（持分 9 3 0 分の 1）
 兵庫県神戸市東灘区魚崎南町 5 丁目 9 番 5 0 - 6 0 2 号
 藤原陽子（持分 9 3 0 分の 1）
 滋賀県守山市勝部 5 丁目 2 番 3 - 2 0 3 号
 内山耕二郎（持分 9 3 0 分の 1）
 滋賀県大津市大江 7 丁目 1 0 番 3 6 号
 登記名義人市川宇之吉の法定相続人
 市川昭則（持分 1 5 5 分の 1）
 鹿児島県出水市緑町 4 3 番 4 1 号
 登記名義人西森政次の法定相続人
 西森紀一朗（持分 1 5 5 分の 1）
 福岡県北九州市小倉南区重住 1 丁目 2 番 1 3 号
 前川清太郎（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人山口逸水の法定相続人
 山口幸雄（持分 1 5 5 分の 1）
 福岡県大牟田市宮原町 2 丁目 6 6 番地 2 6
 山本鎌平（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人森常樹の法定相続人
 森和子（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県熊本市尾ノ上 4 丁目 1 1 番 7 0 号
 登記名義人早川勘吉の法定相続人

早川政夫（持分 1 5 5 分の 1）
 福岡県福岡市博多区千代 1 丁目 7 番 1 0 号
 登記名義人前田新次の法定相続人
 前田京子（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷 1 7 6 番地
 元村善平（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 内山用作（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人 淵本恵作の法定相続人
 緒方吟也（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県宇城市三角町波多 4 2 7 9 番地 7
 登記名義人 川崎新吉の法定相続人
 川崎健次（持分 1 5 5 分の 1）
 福岡県直方市大字直方 2 1 3 番地
 川上富吉（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人 川上常吉の法定相続人
 川上秀徳（持分 1 5 5 分の 1）
 茨城県日立市桜川町 3 丁目 2 0 番 5 号
 登記名義人 森留次の法定相続人
 高岡ツヤ子（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県球磨郡山江村大字万江甲 6 8 番地の 1
 登記名義人 坂本伊三郎の法定相続人
 坂本毅（持分 1 5 5 分の 1）
 埼玉県北本市石戸宿 5 丁目 4 5 番地
 登記名義人 廣松彦熊の法定相続人
 岩下トミ子（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋 3 3 9 番地
 川口増太（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人 工藤清太郎の法定相続人
 工藤幸子（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷 3 0 5 番地
 城戸初次（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人 西文太郎の法定相続人
 西正利（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 8 1 1 番地 2 2
 掛橋安吉（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人 杉村栄松の法定相続人
 大森智明（持分 1 5 5 分の 1）
 福岡県北九州市小倉北区熊本 2 丁目 9 番 1 8 号
 登記名義人 稲實喜三郎の法定相続人
 稲實黎子（持分 1 5 5 分の 1）
 兵庫県尼崎市水堂町 3 丁目 1 番 1 2 号
 登記名義人 山下知蔵の法定相続人
 山下明美（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 8 5 9 番地 1
 登記名義人 山本ソメの法定相続人
 山本后代（持分 1 5 5 分の 1）
 福岡県大野城市山田 2 丁目 1 4 番 1 3 号
 山本文藏（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人 一村藤吉の法定相続人
 一村アキミ（持分 1 2, 4 0 0 分の 1）
 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 5 3 番地 8
 一村憲夫（持分 3 7, 2 0 0 分の 1）
 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 7 3 番地 6
 一村隆司（持分 3 7, 2 0 0 分の 1）
 鹿児島県薩摩川内市入来町副田 6 2 7 8 番地 3
 星原みゆき（持分 3 7, 2 0 0 分の 1）
 鹿児島県薩摩川内市久見崎町 5 3 番地 8
 本屋普子（持分 1 2, 4 0 0 分の 1）
 愛知県江南市後飛保町平野 2 5 番地 1 1
 本屋和男（持分 3 7, 2 0 0 分の 1）
 愛知県江南市飛高町泉 9 番地 1

- 萬福祐造 (持分 3 7, 2 0 0 分の 1)
- 鹿兒島市鴨池 1 丁目 5 6 番 1 6 - 7 0 1 号
- 本屋悦男 (持分 3 7, 2 0 0 分の 1)
- 愛知県江南市飛保町平野 2 5 番地 1 1
- 一村哲代 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
- 神奈川県横須賀市公郷町 6 丁目 1 2 番地 6 - 3 0 3
- 濱本ウタ子 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
- 愛知県一宮市千秋町町屋字東鎌田 1 1 番地 4
- 一村八重子 (持分 1 2, 4 0 0 分の 1)
- 大阪府大阪市大正区北恩加島 1 丁目 3 番 1 - 1 0 1 5 号
- 一村竜治 (持分 3 7, 2 0 0 分の 1)
- 大阪府大阪市住吉区遠里小野 7 丁目 9 番 1 6 号シティーパル 2 1 2 0 1 号
- 山口真紀 (持分 3 7, 2 0 0 分の 1)
- 大阪府堺市中区伏尾 2 7 番地 1 4
- 一村美和 (持分 3 7, 2 0 0 分の 1)
- 大阪府大阪市大正区北恩加島 1 丁目 3 番 1 - 1 0 1 5 号
- 池田和人 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
- 鹿兒島県薩摩川内市久見崎町 1 0 6 番地
- 磯脇薩子 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
- 愛知県一宮市千秋町佐野 2 7 8 3 番地 2
- 一村計介 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
- 神奈川県横浜市港南区芹が谷 5 丁目 5 番 6 9 号
- 濱本ツヤノ (持分 7, 7 5 0 分の 1)
- 熊本市東町 4 丁目 1 6 番 1 0 - 3 0 3 号
- 鈴木和子 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
- 千葉県八千代市勝田 1 2 6 9 番地 1
- 濱本芳子 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
- 熊本市東町 4 丁目 1 6 番 1 0 - 3 0 3 号
- 田口京子 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
- 埼玉県さいたま市中央区本町東 5 丁目 1 3 番 2 - 2 0 6 号
- 濱本榮一 (持分 3, 8 7 5 分の 1)
- 愛知県一宮市千秋町町屋字東鎌田 1 1 番地 4
- 浜本恵助 (持分 3, 8 7 5 分の 1)
- 大分県佐伯市来島町 1 2 番 3 - 4 号
- 濱本一平 (持分 3, 8 7 5 分の 1)
- 熊本市本庄 5 丁目 1 0 番 1 3 号
- 佐藤末人 (持分 3, 8 7 5 分の 1)
- 福岡県福岡市南区塩原 2 丁目 9 番 1 3 - 4 0 3 号
- 大須賀弘美 (持分 1 1, 6 2 5 分の 1)
- 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 1 3 6 番地の 9
- 大林和美 (持分 1 1, 6 2 5 分の 2)
- 奈良県奈良市朝日町 1 丁目 1 1 番地の 4
- 木上均 (持分 2, 3 2 5 分の 1)
- 京都府宇治市神明石塚 3 番地の 2 0
- 山原晴子 (持分 1 1, 6 2 5 分の 7)
- 京都府京都市伏見区醍醐構口町 2 8 番地 1 ルネス・ピース醍醐 2 1 0 号室
- 一村澄子 (持分 4, 6 5 0 分の 1)
- 京都府京都市伏見区納所北城堀 3 0 番地 1 0
- 一村明治 (持分 6, 9 7 5 分の 1)
- 京都府京都市伏見区納所北城堀 3 0 番地 1 0
- 一村敏和 (持分 6, 9 7 5 分の 1)
- 京都府宇治市明星町 3 丁目 1 1 番地の 1 1 9
- 一村貢司 (持分 6, 9 7 5 分の 1)
- 京都府京都市西京区檜原芋峠 3 3 番地の 1 コスモ桂 2 0 9 号
- 一村高司 (持分 3, 1 0 0 分の 1)
- 滋賀県近江八幡市川原町 1 丁目 1 番地 8
- 一村祐子 (持分 3, 1 0 0 分の 1)
- 京都府京都市伏見区醍醐上ノ山町 2 1 番地 3 醍醐上ノ山団地 B 1 - 2 0 3
- 一村貢 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
- 兵庫県伊丹市西台 1 丁目 4 番 2 - 1 3 0 8 号
- 井幕裕子 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
- 千葉縣松戸市西馬橋 3 丁目 2 1 番地の 2 1
- 一村寛 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
- 東京都青梅市河辺町 6 丁目 2 3 番地 4 梨の木ハイツ 3 0 8 号
- 一村勝 (持分 7, 7 5 0 分の 1)
- 熊本県熊本市花園 3 丁目 7 番 3 5 号
- 青山悦 (持分 7, 7 5 0 分の 1)
- 佐賀県佐賀市大和町大字久池井 1 6 3 5 番地

一村隆 (持分7, 750分の1)
 岐阜県不破郡垂井町表佐1898番地の6
 一村真未 (持分7, 750分の1)
 福岡県福岡市早良区高取2丁目12番3-506号
 川上知佳江 (持分6, 200分の1)
 愛知県名古屋市中昭和区広路町字石坂5番地の4 (アーバンドエル八事石坂1003号)
 松野能夫枝 (持分6, 200分の1)
 大分県宇佐市大字葛原773番地の1
 松野純乃祐 (持分6, 200分の1)
 大分県宇佐市大字江須賀4115番地の3
 在津恵美子 (持分12, 400分の1)
 福岡県久留米市本山1丁目6番6-207号
 在津貴男 (持分12, 400分の1)
 福岡県田川郡福智町赤池1017番地218
 登記名義人中村三十郎の法定相続人
 中村徹 (持分155分の1)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡1780番地
 登記名義人今嶋吉の法定相続人
 今嶋亘 (持分155分の1)
 福岡県福岡市西区福重団地9番502号
 登記名義人富野成太の法定相続人
 山口誠 (持分24, 800分の3)
 居所不明
 川邊ノブ子 (持分694, 400分の29)
 愛知県豊田市鴛鴦町中高根149番地16
 富野栄 (持分694, 400分の29)
 熊本県上益城郡益城町大字惣領1594番地5
 富野則行 (持分694, 400分の29)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡1763番地
 佐竹由美子 (持分694, 400分の29)
 熊本県葦北郡芦北町大字計石1433番地
 富野スエノ (持分347, 200分の29)
 福岡県久留米市京町290番地9
 富野茂 (持分694, 400分の29)
 福岡県久留米市京町290番地9
 富野幸子 (持分694, 400分の29)
 福岡県久留米市京町290番地9
 加悦智之 (持分173, 600分の29)
 熊本県熊本市楠4丁目1番3-268号
 入口ヨシ子 (持分173, 600分の29)
 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋584番地
 富野啓子 (持分347, 200分の29)
 北海道旭川市旭町1条14丁目688番地の137
 富野順司 (持分694, 400分の29)
 埼玉県さいたま市見沼区大字南中野431番地1ビレッジヒカリ1F
 富野豪 (持分694, 400分の29)
 北海道旭川市春光町国有無番地陸上自衛隊
 梶田秋子 (持分173, 600分の29)
 熊本県葦北郡芦北町大字計石1253番地5
 富野政春 (持分173, 600分の29)
 兵庫県姫路市夢前町前之庄6番地119
 橋本ミス子 (持分4, 650分の1)
 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷59番地8
 山口春美 (持分9, 300分の1)
 熊本県水俣市桜ヶ丘16番37号
 橋本信二 (持分9, 300分の1)
 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷59番地8
 橋本ヨシエ (持分6, 975分の1)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡69番地2
 橋本松喜 (持分13, 950分の1)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡69番地2
 橋本加代子 (持分13, 950分の1)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡69番地2
 佐々木純子 (持分13, 950分の1)
 千葉県八千代市村上4348番地ウイズ八千代502号
 上村三津子 (持分13, 950分の1)
 愛知県名古屋市中緑区有松町大字桶狭間字平坪10番地 (桶狭間住宅208号)

川口カヅエ (持分 4, 6 5 0 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字田川 8 5 6 番地
 川口和行 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字田川 8 5 6 番地
 工本憲子 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 熊本県熊本市東町 4 丁目 8 番 6 - 3 0 4 号
 塚本輝芳 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 熊本県八代郡氷川町 宮原 5 2 番地
 山口正一 (持分 7 7 5 分の 1)
 大阪府守口市金田町 1 丁目 3 1 番 1 3 号
 松本寿美子 (持分 7 7 5 分の 1)
 大阪府和泉市伏屋町 5 丁目 3 番 1 - 2 1 9 号
 竹本正人 (持分 1, 5 5 0 分の 1)
 熊本県合志市栄 2 1 2 7 番地 2 2 2
 佐藤泰子 (持分 4, 6 5 0 分の 1)
 大阪府高槻市井尻 2 丁目 3 3 番 6 号
 竹本壽賀子 (持分 9, 3 0 0 分の 1)
 兵庫県西宮市生瀬町 2 丁目 1 7 番 1 2 号
 竹本敦 (持分 9, 3 0 0 分の 1)
 兵庫県西宮市生瀬町 2 丁目 1 7 番 1 2 号
 竹本欣記 (持分 4, 6 5 0 分の 1)
 熊本県合志市栄 2 1 2 7 番地 2 2 2
 登記名義人杉村恵八の法定相続人
 服部せつよ (持分 1 5 5 分の 1)
 神奈川県川崎市宮前区野川 1 2 6 9 番地 2 レオパレスアングジュ 2 0 5
 杉下吾蔵 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 野下ナカ (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人松田常次の法定相続人
 浮池邦義 (持分 1, 3 9 5 分の 2)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 4 6 0 番地
 浮池スミ子 (持分 1, 3 9 5 分の 2)
 福岡県福岡市博多区東雲町 4 丁目 1 番 3 0 号
 政春代 (持分 1, 3 9 5 分の 2)
 福岡県福岡市中央区鳥飼 1 丁目 3 番 1 9 - 3 0 5 号
 前田作太 (持分 2, 5 7 7, 9 6 0 分の 5 5 3)
 熊本県葦北郡芦北町大字田川 1 5 8 番地
 磯部篤樹 (持分 9 3 7, 4 4 0 分の 1)
 千葉県市原市五所 1 6 8 9 番地 1 7
 磯部莉那 (持分 3 1 2, 4 8 0 分の 1)
 千葉県市原市五所 1 6 8 9 番地 1 7
 平山喜美代 (持分 1 1 7, 1 8 0 分の 1)
 千葉県千葉市中央区港町 1 2 番 1 1 号リパーストーン本千葉 5 0 1 号
 斉藤伸枝 (持分 1 1 7, 1 8 0 分の 1)
 千葉県千葉市中央区本町 3 丁目 3 番 1 6 - 3 号
 田口公晴 (持分 1 0 0, 4 4 0 分の 1)
 福岡県福岡市博多区堅粕 3 丁目 1 番 5 - 2 1 5 号
 田口春雄 (持分 1 0 0, 4 4 0 分の 1)
 居所不明
 ただし住民票上の住所
 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦 6 0 0 番地 4 3 棟
 桑野了 (持分 3, 8 6 6, 9 4 0 分の 1, 7 8 3)
 熊本県葦北郡芦北町大字桑原 9 2 番地
 迫本明治 (持分 4, 1 8 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字田川 4 1 3 番地 1
 竹本ミチエ (持分 1 0 8, 8 1 0 分の 9 1)
 福岡県大牟田市大字歴木 1 6 0 3 番地 7
 野崎一裕 (持分 4, 1 8 5 分の 1)
 熊本県葦北郡津奈木町大字福浜 3 9 0 9 番地
 原マスエ (持分 8, 3 7 0 分の 1)
 静岡県菊川市潮海寺 2 9 7 2 番地
 登記名義人須本貞吉の法定相続人
 須本ユミ子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字計石 2 7 5 番地
 登記名義人竹本末松の法定相続人
 松田キヨ子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 4 6 6 番地 1 の 1

- 川村秀一（持分 1 5 5 分の 1）
 鹿児島県鹿児島市武岡 4 丁目 3 2 番 1 号
 富野寅太（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 杉村忠次（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人竹下二三次の法定相続人
 竹下勝（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2 8 4 9 番地 8
 登記名義人大谷乙松の法定相続人
 氏名不詳（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人大谷由太郎の法定相続人
 大谷とも江（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2 7 6 7 番地 1
 登記名義人倉本嘉十郎の法定相続人
 田川恵美子（持分 1 5 5 分の 1）
 長崎県長崎市立岩町 2 5 番 1 5 号
 登記名義人藤田享平の法定相続人
 藤田悟（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県人吉市東間上町 2 8 9 4 番地
 登記名義人中尾作太郎の法定相続人
 田中末弘（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字宮浦 7 4 1 番地
 野勢トメ（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 光永松平（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成 2 1 年 1 月 2 3 日

熊本県収用委員会公告第 2 号

土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 4 5 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 2 1 年 2 月 3 日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
 2 事業の種類
 一般国道 3 号改築工事（南九州西回り自動車道（2 0 工区）「日奈久芦北道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町田浦字大丸地内から同町花岡字伊徳庵地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び準用河川付替工事
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県葦北郡芦北町大字花岡地内

字	地 番	現況 地目	全体の面積		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
			公簿 (㎡)	実測 (㎡)	
宇土	138番51	山林	134	134.46	134.46

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

- なし
 4 土地所有者の氏名及び住所
 登記名義人可児長一の法定相続人
 齋藤宗一（持分 1 5 5 分の 9 6）
 神奈川県足柄上郡松田町寄 1 1 7 番地 6 4
 登記名義人村松栄一の法定相続人
 村松勝（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 2 4 4 番地
 登記名義人井上サツの法定相続人
 氏名不詳（持分 1 5 5 分の 1）
 存否不明
 登記名義人宮田林太の法定相続人
 宮田充（持分 1 5 5 分の 1）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 3 0 9 番地 5 3

西福次 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人土田次八の法定相続人
 塩根初女 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷 4 4 3 番地 9 5
 登記名義人城戸貞二の法定相続人
 城戸敏之 (持分 1 5 5 分の 1)
 居所不明
 登記名義人鬼塚義光の法定相続人
 才藤正子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字道川内 1 4 6 番地 3
 登記名義人山内山政一の法定相続人
 内山スミエ (持分 3 1 0 分の 1)
 滋賀県守山市播磨田町 1 4 1 9 番地の 7 (旭化成播磨田団地)
 内山卓郎 (持分 9 3 0 分の 1)
 兵庫県神戸市東灘区魚崎南町 5 丁目 9 番 5 0 - 6 0 2 号
 藤原陽子 (持分 9 3 0 分の 1)
 滋賀県守山市勝部 5 丁目 2 番 3 - 2 0 3 号
 内山耕二郎 (持分 9 3 0 分の 1)
 滋賀県大津市大江 7 丁目 1 0 番 3 6 号
 登記名義人市川宇之吉の法定相続人
 市川昭則 (持分 1 5 5 分の 1)
 鹿児島県出水市緑町 4 3 番 4 1 号
 登記名義人西森政次の法定相続人
 西森紀一朗 (持分 1 5 5 分の 1)
 福岡県北九州市小倉南区重住 1 丁目 2 番 1 3 号
 前川清太郎 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人山口逸水の法定相続人
 山口幸雄 (持分 1 5 5 分の 1)
 福岡県大牟田市宮原町 2 丁目 6 6 番地 2 6
 山本鎌平 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人森常樹の法定相続人
 森和子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本市尾上 4 丁目 1 1 番 7 0 号
 登記名義人熊早川勘吉の法定相続人
 早川政夫 (持分 1 5 5 分の 1)
 福岡県福岡市博多区千代 1 丁目 7 番 1 0 号
 登記名義人前田新次の法定相続人
 前田京子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷 1 7 6 番地
 元村善平 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 内山用作 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人瀨本恵作の法定相続人
 緒方吟也 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県宇城市三角町波多 4 2 7 9 番地 7
 登記名義人川崎新吉の法定相続人
 川崎健次 (持分 1 5 5 分の 1)
 福岡県直方市大字直方 2 1 3 番地
 川上富吉 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人川上常吉の法定相続人
 川上秀徳 (持分 1 5 5 分の 1)
 茨城県日立市桜川町 3 丁目 2 0 番 5 号
 登記名義人森留次の法定相続人
 高岡ツヤ子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県球磨郡山江村大字万江甲 6 8 番地の 1
 登記名義人坂本伊三郎の法定相続人
 坂本毅 (持分 1 5 5 分の 1)
 埼玉県北本市石戸宿 5 丁目 4 5 番地
 登記名義人廣松彦熊の法定相続人
 岩下トミ子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋 3 3 9 番地
 川口増太 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明

登記名義人工藤清太郎の法定相続人
 工藤幸子（持分155分の1）
 熊本県葦北郡芦北町大字佐敷305番地
 城戸初次（持分155分の1）
 存否不明

登記名義人西文太郎の法定相続人
 西正利（持分155分の1）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡1811番地22
 掛橋安吉（持分155分の1）
 存否不明

登記名義人杉村栄松の法定相続人
 大森智明（持分155分の1）
 福岡県北九州市小倉北区熊本2丁目9番18号
 登記名義人稲實喜三郎の法定相続人
 稲實黎子（持分155分の1）
 兵庫県尼崎市水堂町3丁目1番12号
 登記名義人山下卯藏の法定相続人
 山下明美（持分155分の1）
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡1859番地1
 登記名義人山本ソメの法定相続人
 山本后代（持分155分の1）
 福岡県大野城市山田2丁目14番13号
 山本文蔵（持分155分の1）
 存否不明

登記名義人一村藤吉の法定相続人
 一村アキミ（持分12,400分の1）
 鹿児島県薩摩川内市久見崎町53番地8
 一村憲夫（持分37,200分の1）
 鹿児島県薩摩川内市久見崎町73番地6
 一村隆司（持分37,200分の1）
 鹿児島県薩摩川内市来町副田6278番地3
 星原みゆき（持分37,200分の1）
 鹿児島県薩摩川内市久見崎町53番地8
 本屋普子（持分12,400分の1）
 愛知県江南市後保飛保町平野25番地11
 本屋和男（持分37,200分の1）
 愛知県江南市飛高町泉9番地1
 萬福祐造（持分37,200分の1）
 鹿児島県鹿児島市鴨池1丁目56番16-701号
 本屋悦男（持分37,200分の1）
 愛知県江南市後保飛保町平野25番地11
 一村哲代（持分6,200分の1）
 神奈川県横須賀市公郷町6丁目12番地6-303
 濱本ウタ子（持分6,200分の1）
 愛知県一宮市千秋町屋宇東鎌田11番地4
 一村八重子（持分12,400分の1）
 大阪府大阪市大正区北恩加島1丁目3番1-1015号
 一村竜治（持分37,200分の1）
 大阪府大阪市住吉区遠里小野7丁目9番16号シティーパル21 201号
 山口真紀（持分37,200分の1）
 大阪府堺市中区伏尾27番地14
 一村美和（持分37,200分の1）
 大阪府大阪市大正区北恩加島1丁目3番1-1015号
 池田和人（持分6,200分の1）
 鹿児島県薩摩川内市久見崎町106番地
 磯脇薩子（持分6,200分の1）
 愛知県一宮市千秋町佐野2783番地2
 一村計介（持分6,200分の1）
 神奈川県横浜市港南区芹が谷5丁目5番69号
 濱本ツヤノ（持分7,750分の1）
 熊本県熊本市東町4丁目16番10-303号
 鈴木和子（持分23,250分の1）
 千葉県八千代市勝田1269番地1
 濱本芳子（持分23,250分の1）
 熊本県熊本市東町4丁目16番10-303号
 田口京子（持分23,250分の1）
 埼玉県さいたま市中央区本町東5丁目13番2-206号
 濱本榮一（持分3,875分の1）

愛知県一宮市千秋町町屋字東鎌田 1 1 番地 4
 濱本恵助 (持分 3, 8 7 5 分の 1)
 大分県佐伯市来島町 1 2 番 3 - 4 号
 濱本一平 (持分 3, 8 7 5 分の 1)
 熊本県熊本市本荘 5 丁目 1 0 番 1 3 号
 佐藤末人 (持分 3, 8 7 5 分の 1)
 福岡県福岡市南区塩原 2 丁目 9 番 1 3 - 4 0 3 号
 大須賀弘美 (持分 1 1, 6 2 5 分の 1)
 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 1 3 6 番地の 9
 大林和美 (持分 1 1, 6 2 5 分の 2)
 奈良県奈良市朝日町 1 丁目 1 1 番地の 4
 木上均 (持分 2, 3 2 5 分の 1)
 京都府宇治市神明石塚 3 番地の 2 0
 山原晴子 (持分 1 1, 6 2 5 分の 7)
 京都府京都市伏見区醍醐構口町 2 8 番地 1 ルネス・ピース醍醐 2 1 0 号室
 一村澄子 (持分 4, 6 5 0 分の 1)
 京都府京都市伏見区納所北城堀 3 0 番地 1 0
 一村明治 (持分 6, 9 7 5 分の 1)
 京都府京都市伏見区納所北城堀 3 0 番地 1 0
 一村敏和 (持分 6, 9 7 5 分の 1)
 京都府宇治市明星町 3 丁目 1 1 番地の 1 1 9
 一村貢司 (持分 6, 9 7 5 分の 1)
 京都府京都市西京区榎原芋峠 3 3 番地の 1 コスモ桂 2 0 9 号
 一村高司 (持分 3, 1 0 0 分の 1)
 滋賀県近江市幡川原町 1 丁目 1 番地 8
 一村祐子 (持分 3, 1 0 0 分の 1)
 京都府京都市伏見区醍醐上ノ山町 2 1 番地 3 醍醐上ノ山団地 B 1 - 2 0 3
 一村貢 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
 兵庫県伊丹市西台 1 丁目 4 番 2 - 1 3 0 8 号
 井幕裕子 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
 千葉県松戸市西馬橋 3 丁目 2 1 番地の 2 1
 一村寛 (持分 2 3, 2 5 0 分の 1)
 東京都青梅市河辺町 6 丁目 2 3 番地 4 梨の木ハイツ 3 0 8 号
 一村勝 (持分 7, 7 5 0 分の 1)
 熊本県熊本市花園 3 丁目 7 番 3 5 号
 青山悦 (持分 7, 7 5 0 分の 1)
 佐賀県佐賀市大和町大字久池井 1 6 3 5 番地
 一村隆 (持分 7, 7 5 0 分の 1)
 岐阜県不破郡垂井町表佐 1 8 9 8 番地の 6
 一村真未 (持分 7, 7 5 0 分の 1)
 福岡県福岡市早良区高取 2 丁目 1 2 番 3 - 5 0 6 号
 川上知佳江 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
 愛知県名古屋市中村区広路町字石坂 5 番地の 4 (アーバンドエル八事石坂 1 0 0 3 号)
 松野能夫枝 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
 大分県宇佐市大字葛原 7 7 3 番地の 1
 松野純乃祐 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
 大分県宇佐市大字江須賀 4 1 1 5 番地の 3
 在津恵美子 (持分 1 2, 4 0 0 分の 1)
 福岡県久留米市本山 1 丁目 6 番 6 - 2 0 7 号
 在津貴男 (持分 1 2, 4 0 0 分の 1)
 福岡県田川郡福智町赤池 1 0 1 7 番地 2 1 8
 登記名義人中村三太郎の法定相続人
 中村徹 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 7 8 0 番地
 登記名義人今島寅吉の法定相続人
 今嶋亘 (持分 1 5 5 分の 1)
 福岡県福岡市西区福重団地 9 番 5 0 2 号
 登記名義人富野成太の法定相続人
 山口誠 (持分 2 4, 8 0 0 分の 3)
 居所不明
 川邊ノブ子 (持分 6 9 4, 4 0 0 分の 2 9)
 愛知県豊田市鴛鴨町中高根 1 4 9 番地 1 6
 富野栄 (持分 6 9 4, 4 0 0 分の 2 9)
 熊本県上益城郡益城町大字惣領 1 5 9 4 番地 5
 富野則行 (持分 6 9 4, 4 0 0 分の 2 9)
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 7 6 3 番地
 佐竹由美子 (持分 6 9 4, 4 0 0 分の 2 9)

熊本県 葦北郡 芦北町 大字 計石 1 4 3 3 番地
 富野スエノ (持分 3 4 7, 2 0 0 分の 2 9)
 福岡県 久留米市 京町 2 9 0 番地 9
 富野茂 (持分 6 9 4, 4 0 0 分の 2 9)
 福岡県 久留米市 京町 2 9 0 番地 9
 富野幸子 (持分 6 9 4, 4 0 0 分の 2 9)
 福岡県 久留米市 京町 2 9 0 番地 9
 加悦智之 (持分 1 7 3, 6 0 0 分の 2 9)
 熊本県 熊本市 楠 4 丁目 1 番 3 - 2 6 8 号
 熊入ヨシ子 (持分 1 7 3, 6 0 0 分の 2 9)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 乙千屋 5 8 4 番地
 富野啓子 (持分 3 4 7, 2 0 0 分の 2 9)
 北海道 旭川市 旭町 1 条 1 4 丁目 6 8 8 番地の 1 3 7
 富野順司 (持分 6 9 4, 4 0 0 分の 2 9)
 埼玉県 さいたま市 見沼区 大字 南中野 4 3 1 番地 1 ビレッジヒカリ 1 F
 富野豪 (持分 6 9 4, 4 0 0 分の 2 9)
 北海道 旭川市 春光町 国有 無番地 陸上自衛隊
 棍田秋子 (持分 1 7 3, 6 0 0 分の 2 9)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 計石 1 2 5 3 番地 5
 富野政春 (持分 1 7 3, 6 0 0 分の 2 9)
 兵庫県 姫路市 夢前町 前之庄 6 番地 1 1 9
 橋本ミズ子 (持分 4, 6 5 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 佐敷 5 9 番地 8
 山口春美 (持分 9, 3 0 0 分の 1)
 熊本県 水俣市 桜ヶ丘 1 6 番 3 7 号
 橋本信二 (持分 9, 3 0 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 佐敷 5 9 番地 8
 橋本ヨシエ (持分 6, 9 7 5 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 花岡 6 9 番地 2
 橋本松喜 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 花岡 6 9 番地 2
 橋本加代子 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 花岡 6 9 番地 2
 佐々木純子 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 千上葉八千代市 村上 4 3 4 8 番地 ウィズ 八千代 5 0 2 号
 三津津市 市村 1 3, 9 5 0 分の 1)
 愛知縣 名古屋 市 緑区 有松町 大字 桶狭間 字 平坪 1 0 番地 (桶狭間住宅 2 0 8 号)
 川口カヅエ (持分 4, 6 5 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 田川 8 5 6 番地
 川口和行 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 田川 8 5 6 番地
 工本憲子 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 熊本県 熊本市 東町 4 丁目 8 番 6 - 3 0 4 号
 塚本輝芳 (持分 1 3, 9 5 0 分の 1)
 熊本県 八代郡 氷川町 宮原 5 2 番地
 山口正一 (持分 7 7 5 分の 1)
 大阪府 守口市 金田町 1 丁目 3 1 番 1 3 号
 松本寿美子 (持分 7 7 5 分の 1)
 大阪府 和泉市 伏屋町 5 丁目 3 番 1 - 2 1 9 号
 竹本正人 (持分 1, 5 5 0 分の 1)
 熊本県 合志市 栄 2 1 2 7 番地 2 2 2
 佐藤泰子 (持分 4, 6 5 0 分の 1)
 大阪府 高槻市 井尻 2 丁目 3 3 番 6 号
 竹本壽賀子 (持分 9, 3 0 0 分の 1)
 兵庫県 西宮市 生瀬町 2 丁目 1 7 番 1 2 号
 竹本敦 (持分 9, 3 0 0 分の 1)
 兵庫県 西宮市 生瀬町 2 丁目 1 7 番 1 2 号
 竹本欣記 (持分 4, 6 5 0 分の 1)
 熊本県 合志市 栄 2 1 2 7 番地 2 2 2
 登記名義人 杉村 恵八の法定相続人
 服部せつよ (持分 1 5 5 分の 1)
 神奈川縣 川崎市 宮前区 野川 1 2 6 9 番地 2 レオパレスアンジュ 2 0 5
 杉下吾藏 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 野下ナカ (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人 松田 常次の法定相続人
 浮池 邦義 (持分 1, 3 9 5 分の 2)

熊本県 葦北郡 芦北町 大字 花岡 1 4 6 0 番地
 浮池スミ子 (持分 1, 3 9 5 分の 2)
 福岡県 福岡市 多摩区 東雲町 4 丁目 1 番 3 0 号
 政春代 (持分 1, 3 9 5 分の 2)
 福岡県 福岡市 中央区 鳥飼 1 丁目 3 番 1 9 - 3 0 5 号
 前田作太 (持分 2, 5 7 7, 9 6 0 分の 5 5 3)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 田川 1 5 8 番地
 磯部篤樹 (持分 9 3 7, 4 4 0 分の 1)
 千葉県 原市 五所 1 6 8 9 番地 1 7
 磯部莉那 (持分 3 1 2, 4 8 0 分の 1)
 千葉県 原市 五所 1 6 8 9 番地 1 7
 平山喜美代 (持分 1 1 7, 1 8 0 分の 1)
 千葉県 千葉市 中央区 港町 1 2 番 1 1 号 リバーストーン本千葉 5 0 1 号
 千藤伸枝 (持分 1 1 7, 1 8 0 分の 1)
 千葉県 千葉市 中央区 本町 3 丁目 3 番 1 6 - 3 号
 田口公晴 (持分 1 0 0, 4 4 0 分の 1)
 福岡県 福岡市 博多区 堅粕 3 丁目 1 番 5 - 2 1 5 号
 田口春雄 (持分 1 0 0, 4 4 0 分の 1)
 居所不明
 ただし住民票上の住所
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 湯浦 6 0 0 番地 4 3 棟
 桑野了 (持分 3, 8 6 6, 9 4 0 分の 1, 7 8 3)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 桑原 9 2 番地
 熊迫明治 (持分 4, 1 8 5 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 田川 4 1 3 番地 1
 竹本ミチエ (持分 1 0 8, 8 1 0 分の 9 1)
 福岡県 大牟田市 大字 歴木 1 6 0 3 番地 7
 野崎一裕 (持分 4, 1 8 5 分の 1)
 熊本県 葦北郡 津奈木町 大字 福浜 3 9 0 9 番地
 原マエエ (持分 8, 3 7 0 分の 1)
 静岡県 菊川市 潮海寺 2 9 7 2 番地
 登記名義人 須本貞吉の法定相続人
 須本ユミ子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 計石 2 7 5 番地
 登記名義人 竹本末松の法定相続人
 松田キヨ子 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 花岡 1 4 6 6 番地 1 の 1
 登記名義人 竹下寅太の法定相続人
 竹下勝 (持分 1 2, 4 0 0 分の 1 7)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 芦北 2 8 4 9 番地 8
 牧ヤスエ (持分 1, 8 6 0 分の 1)、
 宮崎県 日南市 西弁分 4 丁目 6 番地 1 4
 村上スミ子 (持分 1, 8 6 0 分の 1)
 兵庫県 神戸市 東灘区 魚崎南町 5 丁目 5 番 1 2 - 4 0 9 号
 柴文夫 (持分 1, 8 6 0 分の 1)
 居所不明
 ただし住民票上の住所
 兵庫縣 芦屋市 葉町 5 番 2 - 1 1 4 3
 竹下久美子 (持分 3, 7 2 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 芦北 2 8 4 9 番地 2 3
 銚原美由紀 (持分 7, 4 4 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 芦北 2 8 4 9 番地 2 3
 野田美里 (持分 7, 4 4 0 分の 1)
 熊本県 八代市 永碓町 9 9 6 番地 1 (4)
 池田のぶえ (持分 1, 8 6 0 分の 1)
 福岡県 福岡市 中央区 西公園 1 3 番 4 号
 小松ユリ子 (持分 1, 8 6 0 分の 1)
 熊本県 葦北郡 芦北町 大字 花岡 1 2 6 9 番地
 竹下アキノ (持分 3, 1 0 0 分の 3)
 愛知県 瀬戸市 窯町 4 5 8 番地の 7
 竹下語 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
 愛知県 瀬戸市 窯町 4 5 8 番地の 7
 立澤シヅモ (持分 6, 2 0 0 分の 1)
 東京都 荒川区 荒川 5 丁目 4 8 番 5 号
 立澤照子 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
 東京都 足立区 花畑 8 丁目 4 番 1 0 - 3 0 1 号
 竹下ミエ子 (持分 6, 2 0 0 分の 1)
 長崎県 長崎市 宿町 6 1 3 番地 1 市営宿町アパート 1 0 棟 5 0 3

相原キヲ (持分 1 2, 4 0 0 分の 1)
 大阪府大阪市住吉区万代 2 丁目 6 番 4 - 6 0 2 号
 町田みゆき (持分 2 9 7, 6 0 0 分の 1)
 鹿児島県鹿児島郡元町 1 番 8 - 3 0 3 号
 町田寿 (持分 2 9 7, 6 0 0 分の 1)
 鹿児島県鹿児島市南林寺町 4 番 7 - 5 0 3 号
 町田完 (持分 2 9 7, 6 0 0 分の 1)
 鹿児島県日置市東市来町長里 5 1 3 7 番地 1
 町田力 (持分 2 9 7, 6 0 0 分の 1)
 鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野 9 5 4 5 番地
 松元勇造 (持分 1 4 8, 8 0 0 分の 1)
 千葉県千葉市稲毛区山王町 4 0 1 番地 1 松戸アパート 1 0 1 号
 松元恵美 (持分 5 9 5, 2 0 0 分の 1)
 千葉県千葉市稲毛区山王町 4 0 1 番地 1 松戸アパート 1 0 1 号
 松元忍 (持分 5 9 5, 2 0 0 分の 1)
 千葉県千葉市稲毛区山王町 4 0 1 番地 1 松戸アパート 1 0 1 号
 松元人美 (持分 5 9 5, 2 0 0 分の 1)
 千葉県千葉市稲毛区山王町 4 0 1 番地 1 松戸アパート 1 0 1 号
 鈴木由理香 (持分 5 9 5, 2 0 0 分の 1)
 神奈川県横浜市都筑区東山田町 1 6 8 8 番地 ドエル A
 竹下政二郎 (持分 1 2, 4 0 0 分の 1)
 兵庫県尼崎市南武庫之荘 9 丁目 4 番 1 9 号
 町田富夫 (持分 7 4, 4 0 0 分の 1)
 熊本県上益城郡益城町大字馬水 1 0 番地 4
 内司よつえ (持分 7 4, 4 0 0 分の 1)
 鹿児島県鹿児島市伊敷 7 丁目 2 番 1 0 号
 塩塚光子 (持分 7 4, 4 0 0 分の 1)
 熊本県熊本市横手 3 丁目 8 番 5 号
 北之園みどり (持分 7 4, 4 0 0 分の 1)
 鹿児島県日置市伊集院町下神殿 5 0 9 番地 2
 登記名義人今村三次郎の法定相続人
 今村チヅ子 (持分 1 5 5 分の 1)
 大阪府大阪市西淀川区佃 2 丁目 1 5 番 6 - 6 1 0 号
 登記名義人岩間宇作の法定相続人
 岩間康久 (持分 1 5 5 分の 1)
 大阪府大阪市住之江区新北島 4 丁目 4 番 5 6 - 2 1 5 号
 登記名義人川村競の法定相続人
 川村秀一 (持分 1 5 5 分の 1)
 鹿児島県鹿児島市武岡 4 丁目 3 2 番 1 号
 富野寅太 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 杉村忠次 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人竹下二三次の法定相続人
 竹下勝 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2 8 4 9 番地 8
 登記名義人谷大乙松の法定相続人
 氏名不詳 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 登記名義人大谷由太郎の法定相続人
 大谷とも江 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2 7 6 7 番地 1
 登記名義人倉本嘉十郎の法定相続人
 田川恵美子 (持分 1 5 5 分の 1)
 長崎県長崎市立岩町 2 5 番 1 5 号
 登記名義人藤田享平の法定相続人
 藤田悟 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県人吉市東間上町 2 8 9 4 番地
 登記名義人中尾作太郎の法定相続人
 田中末弘 (持分 1 5 5 分の 1)
 熊本県葦北郡芦北町大字宮浦 7 4 1 番地
 野勢トメ (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明
 光永松平 (持分 1 5 5 分の 1)
 存否不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年1月23日

熊本県地域福祉推進委員会公告第1号

第16回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。

平成21年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成21年2月20日(金)
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県地域福祉支援計画の推進状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域福祉推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉企画班)
(電話096-383-1111 内線7026)

熊本県献血推進協議会公告第1号

平成20年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成21年2月3日

熊本県献血推進協議会

会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成21年2月13日(金)
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
(1) 協議事項
平成21年度熊本県献血推進計画について
ア本県における平成20年度の献血推進状況について
イ「平成21年度熊本県献血推進計画(案)」の策定について
(2) 報告事項
ア日本赤十字社九州血液センターの運営状況について
イ県内の血液製剤の使用状況等について
ウ各種啓発事業等の実施状況について
(3) 質疑
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県献血推進協議会事務局(熊本県健康福祉部薬務衛生課薬事班)
(電話096-383-1111 内線7164)

熊本県私立学校審議会公告第2号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成21年2月3日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時

- 平成21年2月10日(火)
午後1時30分から午後3時30分まで(予定)
- 2 開催場所
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
- 【諮問事項】
- (1) 高等学校関係
ア 開新高等学校の土木建築科及び電気情報科設置に係る寄附行為変更認可について(公開)
イ 国府高等学校のビジネス科設置に係る寄附行為認可及び普通科の定員増に係る学変更について(公開)
- (2) 幼稚園関係
ア 九州学院みどり幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について(公開)
イ 中球磨幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可について(公開)
- (3) 専修学校・各種学校関係
ア 九州和服飾専門学校の廃止認可について(公開)
イ 健康保険人吉看護専門学校の廃止認可について(公開)
- (4) その他
ア 熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類について(公開)
- 【事前協議事項】
ア 九州学院中学校の収容定員増に係る事業計画について(公開)
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部私学文書課中高等班)
(096-333-2064)

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成20年度第1回球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年2月3日

熊本県人吉保健所長 上野達郎

- 1 開催日時
平成21年2月20日(金)午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県人吉市宝来町1340-7
アンジェリーク平安
- 3 議題
(1) 球磨地域における救急救助状況について
(2) 球磨地域における救急医療関連事業について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局(熊本県人吉保健所総務企画課)
(電話0966-22-3107)

球磨地域保健医療推進協議会公告第1号

平成20年度第1回球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年2月3日

熊本県人吉保健所長 上野達郎

- 1 開催日時
平成21年2月20日（金）午後3時30分から5時30分まで
- 2 開催場所
熊本県人吉市宝来町1340-7
アンジェリーク平安
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会報告
(2) 第5次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話0966-72-2184）